

電気事業法に基づくご説明書面となりますので、大切に保管ください。

電気のご案内



ずっと先まで、明るくしたい。



九州電力をご利用いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

この「電気のご案内」は、お客さまが電気をご使用になる際の、大切なことについてまとめたパンフレットです。

電気に関するご不明な点がございましたら、当社コールセンターへお問合せください。

今後とも、当社をご愛顧いただきますよう
よろしくお願ひ申し上げます。

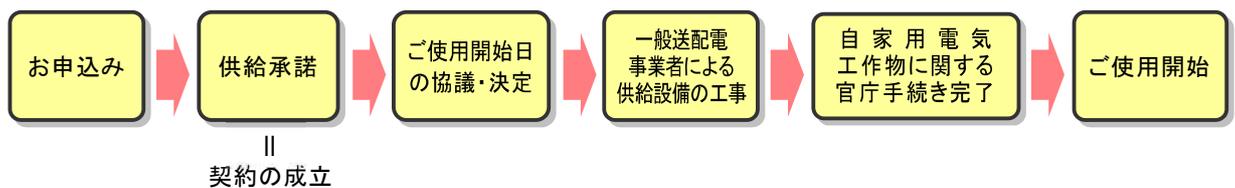
目次

1. お申込み	1
2. 契約の種類	2
3. 電気の供給方法	3
4. 工事費の負担	3
5. 契約電力決定方法	4
6. 電気料金	6
7. 「電気料金等請求書兼領収証」の見方	12
8. 計量器	16
9. 電気料金のお支払い方法	18
10. 契約の変更、廃止のお申込み	20
[ご契約に関する重要事項]	21
[お問合せ先]	25

新たにご契約される場合は、「電力使用申込書」により当社へお申込みをしていただきます。（電力使用申込書につきましては、当社ホームページでダウンロードできます）

お申込みからご使用開始までの期間は、工事の内容により期間を要する場合がありますので、出来るだけ早めにお申込みくださいますようお願いいたします。

《お申込みからご使用開始までは、次のような流れになります。》



※ 電力使用申込書に定めのない事項については、標準（選択）供給条件および託送供給等約款によるものとします。[標準（選択）供給条件については、当社ホームページでダウンロードできます。]

《他のお客さまに影響を与える機器の設置について（お願い）》

お客さまのご使用機器によっては、フリッカ（電気炉や溶接機等）や高調波（インバータ機器等）を発生させ、一般送配電事業者の設備を通じて他のお客さまに影響を与える場合があります。これらを発生させるおそれのある機器の新設、更新のお申込みの際には、防止対策をお願いする場合がございます。

《自家用電気工作物に関する官庁手続き完了のご連絡について（お願い）》

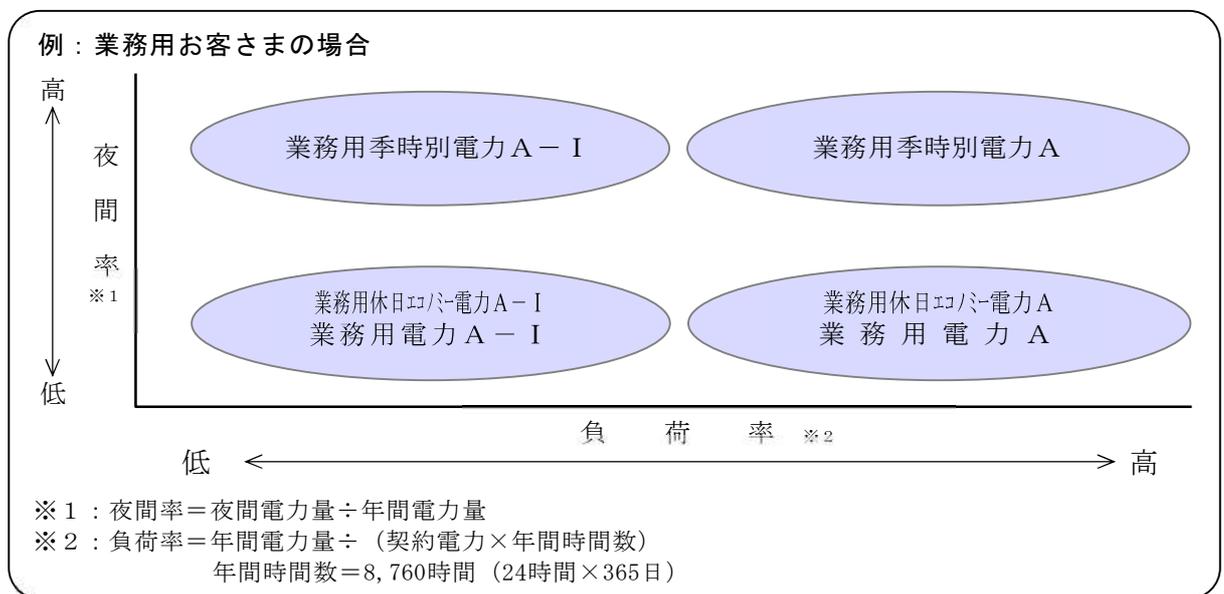
高圧または特別高圧受電の工場・ビル等は、ご使用開始日前までに自家用電気工作物に関する官庁手続きを行っていただくことが法律で義務付けられております。

ご使用開始日前までに官庁手続きを完了していただき、一般送配電事業者までご連絡くださいますようお願いいたします。

適用の範囲	
業務用電力	<p>〔事務所ビル・商業施設等のお客さま〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧または特別高圧で電気を受電 ・ 電灯もしくは小型機器を使用。 または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
産業用電力	<p>〔工場等のお客さま〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧または特別高圧で電気を受電 ・ 動力（付帯電灯を含みます）を使用

《ご契約メニューについて》

お客さまの電気ご使用の実態にあわせて、様々なご契約メニューをご用意しております。



最適メニューに関するご相談など、詳しくは、当社へお問合せ下さい。

※ 「業務用季特別電力A」「業務用季特別電力A-I」「産業用季特別電力A」「産業用季特別電力A-I」については、2023年12月25日以降、新規受付を停止しております。

なお、当該メニューでご契約中のお客さまについては、継続してご契約いただけます。

3

電気の供給方法

お客さまへの供給方法は次のとおりです。

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧	6,000V、20,000V、60,000Vまたは100,000V
周波数	60Hz

※ 契約電力に対する標準的な供給電圧は以下のとおり（託送供給等約款より一部抜粋）

契約電力	標準電圧
50キロワット以上	6,000V
2,000キロワット以上	20,000V
10,000キロワット以上	60,000V
50,000キロワット以上	100,000V

4

工事費の負担

お客さまが新たに電気を使用し、または、契約電力を増加される場合等、工事内容によって、工事費負担金を申し受ける場合がございます。

引込線や計量器等については、原則として一般送配電事業者の負担で取り付けますが、お客さまの希望により取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。

●契約電力500kW未満（実量制契約）

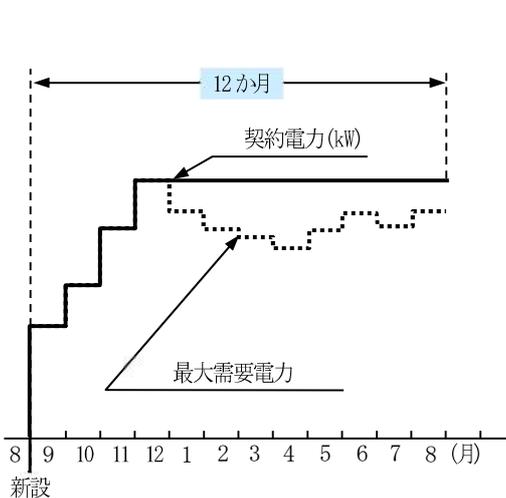
記録型計量器により計量した最大需要電力にもとづき契約電力を決定いたします。

なお、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

〔契約電力の具体的決定方法〕

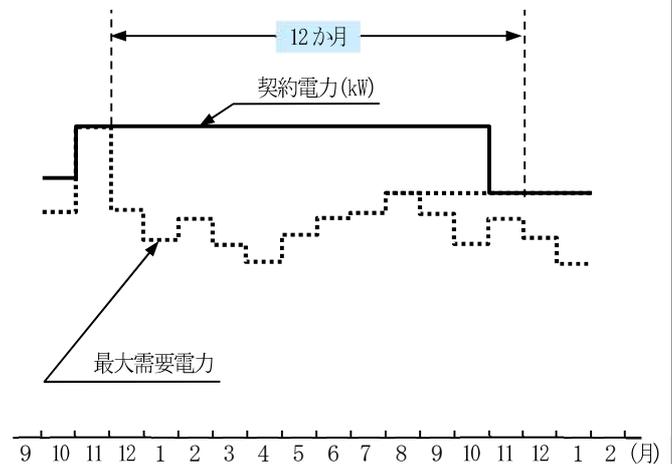
1 新設月以降12か月間の契約電力

新設月以降1年間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と新設月以降前月までの各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。



2 新設月より13か月目以降の契約電力

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。



※ 契約受電設備の減少等で、お客さまと当社との協議により契約電力を定めた場合、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、協議により定めた値といたします。

ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が、お客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、その上回る最大需要電力を契約電力といたします。

※ 実量制契約適用後、最大需要電力の値が500kW以上となった場合は、その月から、「契約電力500kW以上のお客さま」としてお取り扱いいたします。

したがって、契約電力は負荷設備および受電設備の内容、操業度等向こう1年間の予想最大需要電力を基準として、お客さまと当社の協議によってすみやかに定めさせていただきます。

※ 契約電力が500kW未満のお客さまで、ご契約メニューが臨時電力、かんがい排水用電力、深夜電力の場合の契約電力は、契約負荷設備によってえた値と契約受電設備によってえた値のうち、いずれか小さい値を基準として、協議により決定いたします。

●契約電力500kW以上

1年を通じての最大の負荷等を基準に、協議により契約電力を決定いたします。

契約電力について

● 1年間の最大需要電力を契約電力とする理由

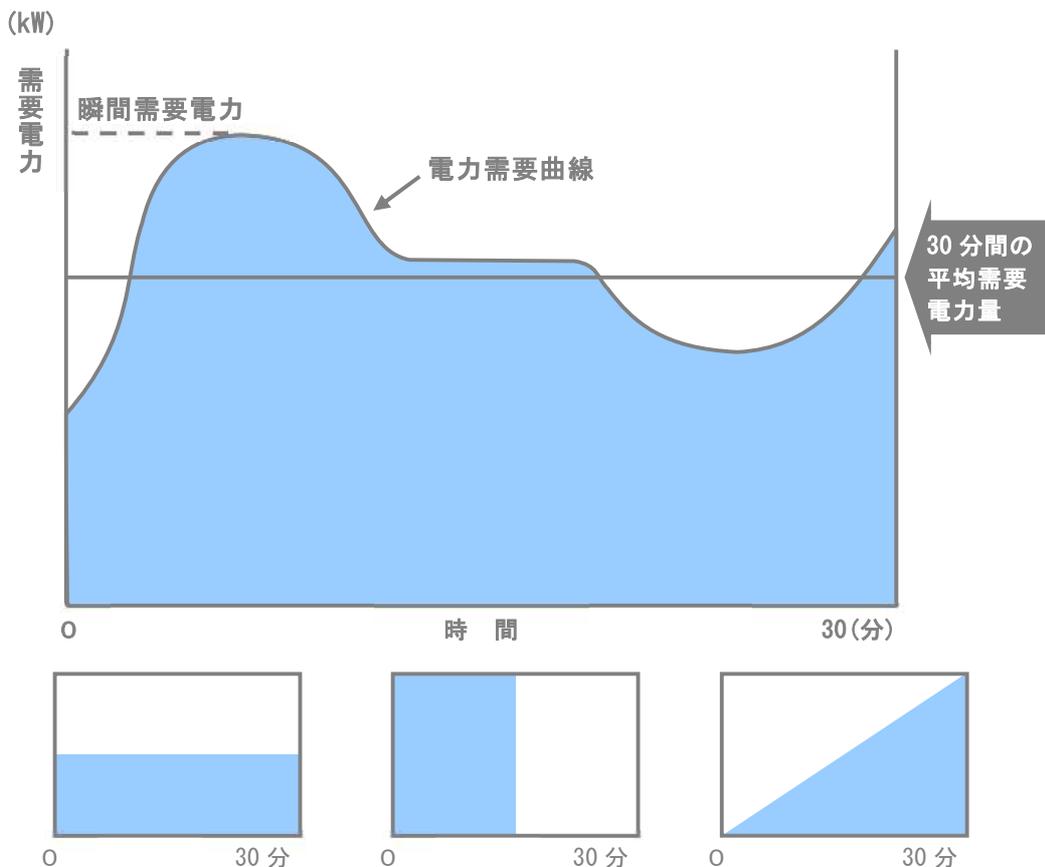
それぞれのお客さまに電気をお送りするための設備は、お客さまが年間で最も多くご使用になる量に合わせて準備しなければならないため、これらの設備にかかるコストをお客さまにご負担していただく必要があります。そのため、どのお客さまに対しても1年間の最大需要電力を基準として契約電力を決定させていただき、その契約電力に応じた基本料金をご負担いただいております。

● 最大需要電力

当社は、刻々と変わる需要電力を記録型計量器により30分単位の平均電力（平均値）として計量しています。この平均電力のうち、1か月の最大の値をその月の最大需要電力としています。

※ 30分間計量した値（kWh）をkWにするために、時間(h)で除した値としています。

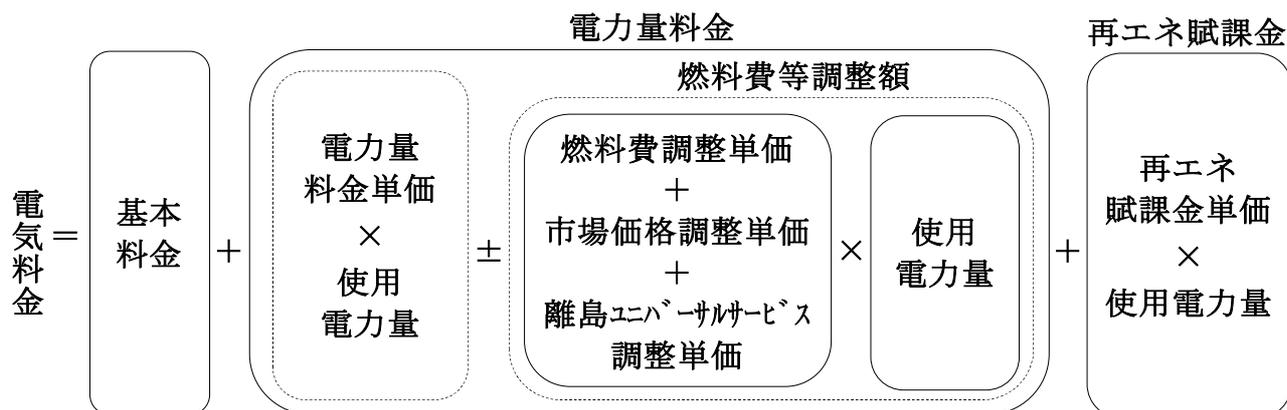
【30分間の平均需要電力のイメージ】



※ 上の3つの例は、全て同じ最大需要電力の値です。

このように、記録される最大需要電力は、「瞬時の需要電力」ではなく、「30分間の平均需要電力」のことです。

電気料金は、以下の算定式で算定いたします。



なお、基本料金は、力率85%を基準として、それを上回る場合は、その上回った分の1%につき基本料金を1%割引し、下回る場合は、その下回った分の1%につき基本料金を1%割増します。

ただし、まったく電気をご使用されない場合の基本料金は、力率割引（割増）前の半額とします。

●料金単価（例：業務用電力Aのお客さま）

供給電圧	基本料金 (契約電力1kWにつき)	電力量料金（1kWhにつき）	
		夏季	その他季
6,000ボルト	2,142円78銭	16円98銭	16円05銭

(注)「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間、「その他季」とは「夏季」以外の期間をいいます。料金単価は、2025年4月1日時点のもので消費税等相当額を含みます。

●料金計算（例）

モデル	*契約種別：業務用電力A *契約電力：420kW *力率：98% *使用電力量：合計105,852kWh（その他季料金適用） *燃料費等調整単価：0円24銭 *再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）単価：3円98銭		
基本料金	2,142円78銭 × 420kW × 0.87	=	782,971円81銭 (ア)
電力量料金	16円05銭 × 105,852kWh	=	1,698,924円60銭 (イ)
燃料費等調整額	0円24銭 × 105,852kWh	=	25,404円48銭 (ウ)
再エネ賦課金	3円98銭 × 105,852kWh	=	421,290円 (エ)
電気料金	(ア)+(イ) ± (ウ)+(エ)	=	2,928,590円
消費税等相当額(再掲)	2,928,590円 × 10/110	=	266,235円

燃料費等調整単価は毎月、再エネ賦課金単価は毎年変動しますので、「電気料金等請求書」や当社ホームページでご確認ください。

燃料費調整制度の概要

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできるかぎり迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動に応じて、電気料金を調整する制度です。

3か月間の平均燃料価格が46,100円／キロリットルから変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整いたします。

3か月間の平均燃料価格（円／キロリットル）（100円単位）



●適用期間

燃料価格の実績をみる期間	燃料費調整単価の適用月分
1月1日～3月31日	6月分料金
2月1日～4月30日	7月分料金
3月1日～5月31日	8月分料金
4月1日～6月30日	9月分料金
5月1日～7月31日	10月分料金
6月1日～8月31日	11月分料金

燃料価格の実績をみる期間	燃料費調整単価の適用月分
7月1日～9月30日	12月分料金
8月1日～10月31日	翌年の1月分料金
9月1日～11月30日	翌年の2月分料金
10月1日～12月31日	翌年の3月分料金
11月1日～翌年の1月31日	翌年の4月分料金
12月1日～翌年の2月28日 〔翌年が閏年の場合は、 翌年の2月29日まで〕	翌年の5月分料金

●燃料費調整単価(円／kWh, 小数点以下第3位で四捨五入)

- 平均燃料価格が46,100円を下回った場合

$$(46,100円 - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}^{\ast}}{1,000}$$

- 平均燃料価格が46,100円を上回った場合

$$(\text{平均燃料価格} - 46,100円) \times \frac{\text{基準単価}^{\ast}}{1,000}$$

※基準単価：平均燃料価格が1,000円／キロリットル変動した場合の電気料金単価への影響額

高压供給の場合：0.098円／kWh、特別高压で供給する場合：0.096円／kWh

(注) 基準単価には消費税等相当額を含みます。

●平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ（100円未満四捨五入）

A：平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

B：平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均液化天然ガス価格

C：平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均石炭価格

α：0.0028 β：0.1819 γ：1.0863

α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数

(原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値)

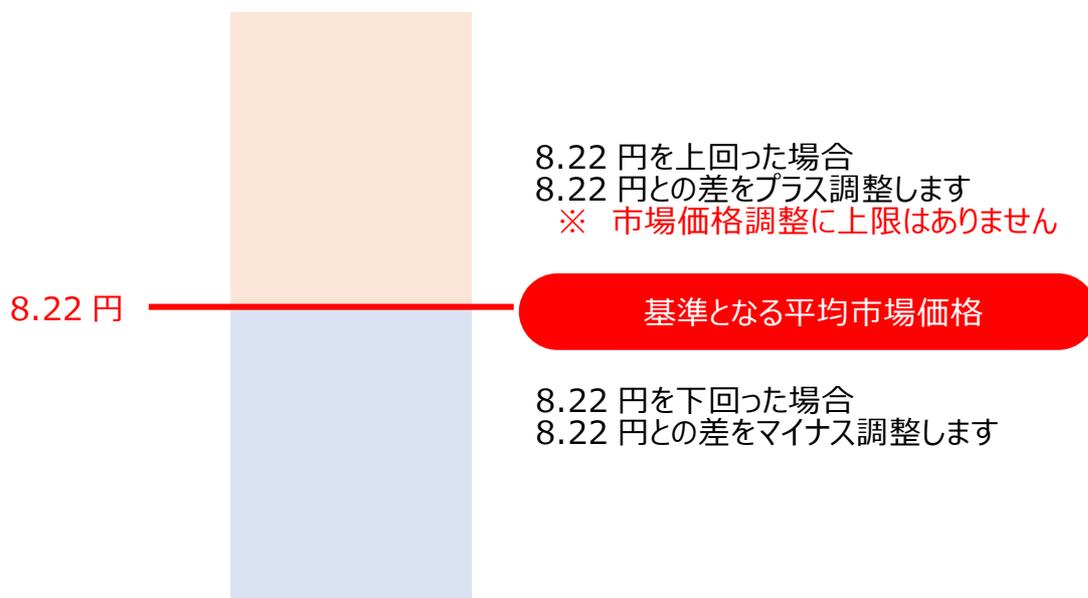
燃料費調整単価は毎月変動しますので、「電気料金等請求書」または当社ホームページをご確認ください。

市場価格調整制度の概要

卸電力取引市場の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、1か月の平均市場価格がプラス調整の基準市場価格を上回った場合、もしくはマイナス調整の基準市場価格を下回った場合、その変動分に応じて電気料金を調整する制度です。

基準となる平均市場価格を8.22円とし、1か月の平均市場価格が8.22円を上回った場合はプラス調整、下回った場合はマイナス調整いたします。

(1か月の平均市場価格 (円/kWh) (銭単位))



●適用期間

市場価格の実績をみる期間	市場価格調整単価の適用月分
1月21日～2月20日	4月分料金
2月21日～3月20日	5月分料金
3月21日～4月20日	6月分料金
4月21日～5月20日	7月分料金
5月21日～6月20日	8月分料金
6月21日～7月20日	9月分料金

市場価格の実績をみる期間	市場価格調整単価の適用月分
7月21日～8月20日	10月分料金
8月21日～9月20日	11月分料金
9月21日～10月20日	12月分料金
10月21日～11月20日	翌年の1月分料金
11月21日～12月20日	翌年の2月分料金
12月21日～翌年の1月20日	翌年の3月分料金

●市場価格調整単価(円/kWh, 小数点以下第3位で四捨五入)

- ・平均市場価格が8.22円を上回った場合
(平均市場価格 - 8.22円) × 調整係数
- ・平均市場価格が8.22円を下回った場合
(8.22円 - 平均市場価格) × 調整係数

●調整係数(平均市場価格が1.00円/kWh変動した場合の電気料金単価への影響額)

お客様の調整係数 (高圧供給の場合) 0.284円/kWh
(特別高圧供給の場合) 0.278円/kWh

●平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \overset{\text{デルタ}}{\delta} 1 + \text{昼間単価} \times \overset{\text{デルタ}}{\delta} 2$$

全日単価＝卸電力取引所が公表する九州エリアにおける全日のスポット市場価格の1か月単純平均値（21日～翌月の20日までの全日単純平均値）

昼間単価＝卸電力取引所が公表する九州エリアにおける毎日6時～18時までのスポット市場価格の1か月単純平均値（21日～翌月の20日までの昼間単純平均値）

$\delta 1(\text{全日})=0.4627$ } $\delta 1 \cdot \delta 2$ は、市場調達量およびFIT制度による買取量における
 $\delta 2(\text{昼間})=0.5373$ } 全日と昼間の電力量構成比です

市場価格調整単価は毎月変動しますので、各月の単価は「電気料金等請求書」または当社ホームページでご確認ください。

離島ユニバーサルサービス調整制度の概要

一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられております。離島ユニバーサルサービス調整単価とはその離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま（本土および離島）の料金に反映させるための調整単価です。

3か月間の離島平均燃料価格が79,300円／キロリットルから変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整いたします。

3か月間の離島平均燃料価格（円／キロリットル）（100円単位）



●適用期間

燃料価格の実績をみる期間	離島ユニバーサルサービス調整単価の適用月分
1月1日～3月31日	6月分料金
2月1日～4月30日	7月分料金
3月1日～5月31日	8月分料金
4月1日～6月30日	9月分料金
5月1日～7月31日	10月分料金
6月1日～8月31日	11月分料金

燃料価格の実績をみる期間	離島ユニバーサルサービス調整単価の適用月分
7月1日～9月30日	12月分料金
8月1日～10月31日	翌年の1月分料金
9月1日～11月30日	翌年の2月分料金
10月1日～12月31日	翌年の3月分料金
11月1日～翌年の1月31日	翌年の4月分料金
12月1日～翌年の2月28日 〔翌年が閏年の場合は、 翌年の2月29日まで〕	翌年の5月分料金

●離島ユニバーサルサービス調整単価（円／kWh、小数点以下第3位で四捨五入）

- ・ 離島平均燃料価格が79,300円を下回った場合

$$(79,300円 - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}^{\ast}}{1,000}$$

- ・ 離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ119,000円以下の場合

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300円) \times \frac{\text{離島基準単価}^{\ast}}{1,000}$$

- ・ 離島平均燃料価格が119,000円を上回った場合

$$(119,000 - 79,300円) \times \frac{\text{離島基準単価}^{\ast}}{1,000}$$

※離島基準単価：離島平均燃料価格が1,000円／キロリットル変動した場合の電気料金単価への影響額
 高圧・特別高圧で供給する場合：0.003円／kWh

（注）離島基準単価には消費税等相当額を含みます。

●離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ（100円未満四捨五入）

A：離島平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

B：離島平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均液化天然ガス価格

C：離島平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均石炭価格

α：1.0000 β：0.0000 γ：0.0000

α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数(原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値)

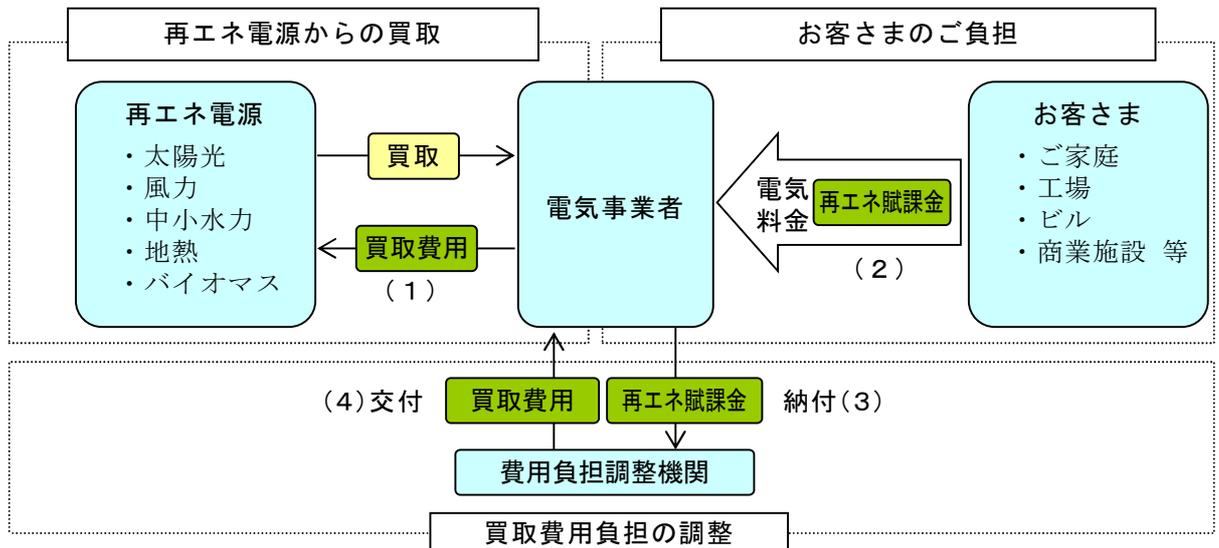
離島エネルギーサービス調整単価は毎月変動しますので、各月の単価は「電気料金等請求書」または当社ホームページでご確認ください。

再生可能エネルギー発電促進賦課金制度の概要

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取ることが義務付けられました。再生可能エネルギー電源^(※1)で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」(再エネ賦課金)として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。^(※2)

●「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のイメージ

- (1) 再エネ電源で発電された電気を電気事業者が買取ります。
- (2) 買取に要した費用は再エネ賦課金としてお客さまにご負担いただきます。
- (3)・(4) 再エネ賦課金は費用負担調整機関に納付された後、買取実績に応じて交付されます。



※1 買取対象となる電源は、太陽光・風力・中小水力・地熱およびバイオマスとなります。

※2 大量の電気を消費する事業所で、国が定める要件に該当するお客さまについては、再エネ賦課金の額の最大8割が減免されます。(国の認定および当社へのお申し出が必要となります。)

2025年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金 3.98円/kWh

※上記単価の適用期間は、2025年5月分から2026年4月分までとなります。

	項 目	記 載 内 容
①	請求書送付先	請求書の送付先住所及び預金者名義
②	ご契約者名義	ご契約の名義
③	お客さま番号	ご契約ごとの個別の番号
④	お問合せ先	ご契約に関するお問合せ先
⑤	ご請求内容	請求月、金額等
⑥	振替予定日・ご指定口座	振替予定日と振替口座
⑦	お支払期日	電気料金等のお支払期日
⑧	お客さまへのお知らせ	当社からのお知らせ
⑨	電気料金領収証	電気料金の振替結果を領収証として記載
⑩	ご使用場所住所	ご使用いただいている住所
⑪	供給地点特定番号	お客さまの電気の契約場所を特定する番号
⑫	ご契約種別	現在のご契約種別
⑬	契約電力等	当月の契約電力(kW)
⑭	実績最大需要電力	過去12ヶ月の実績最大需要電力(kW)
⑮	お知らせ	実量制の契約電力決定に関するお知らせ
⑯	燃料費等調整単価	当月及び翌月の燃料費等調整単価
⑰	再エネ賦課金単価	当年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
⑱	賠償負担金単価 廃炉円滑化負担金単価	特別高圧、高圧で供給する場合の賠償負担金単価・廃炉円滑化負担金単価
⑲	市場価格調整単価	当月の市場価格調整単価
⑳	離島ユニバーサルサービス調整単価	当月の離島ユニバーサルサービス調整単価

(請求内訳明細)

請求内訳明細		ご請求年月：20**年4月	
株式会社 電力ビル 様 (お客さま番号 123456789012)			
項目	適用単価/率	適用kW/kWh	金額
ご使用期間：20**/3/2 ~ 20**/4/1			
[請求内訳]			
基本料金			782,971.81円 ①
電力量料金			1,698,924.60円 ②
燃料費等調整額			25,404.48円 ③
再エネ賦課金			421,290円 ④
小計			2,928,590円 ⑤
消費税等相当額(再掲)			261,520円 ⑥
合計			2,928,590円
消費税等相当額(再掲)			266,235円
参考値・託送料金相当額[再掲]			529,251円 標準接続送電サービス ⑦

	記載項目	説明内容
①	基本料金	基本料金単価×適用kW×力率修正率 $2,142.78\text{円/kW} \times 420\text{kW} \times (100 - (98 - 85))\% = 782,971.81\text{円}$
②	電力量料金	電力量料金(その他季) 電力量料金単価×適用kWh $16.05\text{円/kWh} \times 105,852\text{kWh} = 1,698,924.60\text{円}$
③	燃料費等調整額	燃料費等調整単価×適用kWh $0.24\text{円/kWh} \times 105,852\text{kWh} = 25,404.48\text{円}$
④	再エネ賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×適用kWh $3.98\text{円/kWh} \times 105,852\text{kWh} = 421,290\text{円}$ (円未満は切り捨て)
⑤	小計	項目ごとに算出した料金を合計し、円未満は切り捨て
⑥	消費税等相当額(再掲)	適用単価は消費税等相当額を含んでいるため、以下の式により算出 小計 × 10/110 (円未満は切り捨て) $2,928,590\text{円} \times 10/110 = 266,235\text{円}$
⑦	託送料金相当額(再掲)	送配電ネットワークの利用における公平性、透明性を高めるために、お客さまにご請求させていただいている電気料金の内訳として、送配電ネットワークの利用料金(託送料金)に相当する金額を参考値として記載しています。

(検針結果のお知らせ)

検針結果のお知らせ		ご請求年月：20**年4月	
株式会社 電力ビル 様 (お客さま番号 123456789012)			
		ご使用量	備 考
[検針結果]			
		今回検針日：20**/4/2	①
		今回計量日：20**/4/2	②
		次回検針日：20**/5/8	③
		次回計量日：20**/5/2	④
		次々回検針日：20**/6/4	⑤
		次々回計量日：20**/6/2	⑥
ご使用期間：20**/3/2～20**/4/1(31日間)			⑦
最大需要電力		390 kW	⑧
全日電力量		105.852 kWh	⑨
有効電力量		84.600 kWh	⑩
無効電力量		15.120 kvarh	⑪
月間総使用量		105.852 kWh	

【前々のご使用実績】			
前月		前年同月	
ご使用期間	20**/2/2～20**/3/1(28日間)	⑫	20**/3/2～20**/4/1(31日間) ⑭
全日電力量	100.000 kWh	⑬	102.000 kWh ⑮

説明内容	
①	当月の検針訪問日（計量日に記録した値を読取るために訪問した日です。）
②	当月の計量日
③	翌月の検針訪問日
④	翌月の計量日
⑤	翌々月の検針訪問日
⑥	翌々月の計量日
⑦	当月のご使用期間
⑧	当月ご使用期間中の最大需要電力(kW)
⑨	当月ご使用期間中の総使用電力量(kWh)
⑩	当月ご使用期間中の有効電力量(kWh) 力率算定のために計量した、昼間時間帯（8時00分～22時00分）の電力量です。 〔 有効電力量は、省エネ法により電力使用量を報告する際の、昼間電力量に当たります。 なお、夜間電力量は全日電力量（⑨）から有効電力量を差し引いた値となります。 〕
⑪	当月ご使用期間中の無効電力量(kvarh) 力率算定のために計量した昼間時間帯（8時00分～22時00分）の無効電力量です。
⑫	前月のご使用期間
⑬	前月ご使用期間の電力量(kWh)
⑭	前年同月のご使用期間
⑮	前年同月ご使用期間の電力量(kWh)

8 計量器

●契約電力500kW未満の場合

【1つの窓で値が切り替わる計量器】



乗 率 ➡ 実際にご使用になられた電力量を算出するときの倍数になります。
 例：最大需要電力の計量器の値・・・0.80
 乗率×60の場合・・・・・・・・・・0.80×60＝48kW

①検針値／現在値
検針 ➡ 計量確定日の各指示数の確定値を表示いたします。
 表示なし ➡ 現在の各指示値を表示いたします。

(表示内容)

項目	計量確定日の値を表示	現在の値を表示
① 検針値／現在値	「検針」	「(空白)」
② 時刻表示部	契約番号(1000)及び計量確定日を10秒間隔で表示いたします。	西暦、現在月日、現在時分及び契約番号(1000)を5秒間隔で表示いたします。
③ 表示時間帯	表示中の電力量及び指示数の種類を示す記号を10秒間隔で表示いたします。(下表を参照してください。)	表示中の電力量及び指示数の種類を示す記号を5秒間隔で表示いたします。(下表を参照してください。)
④ 指示数表示部	③の表示時間帯に応じた値を表示いたします。	③の表示時間帯に応じた値を表示いたします。
⑤ 力率 / 時限	力率を表示いたします。(100%の場合は、FFと表示いたします。)	現在の需要電力計量開始からの経過時間を分単位で表示いたします。

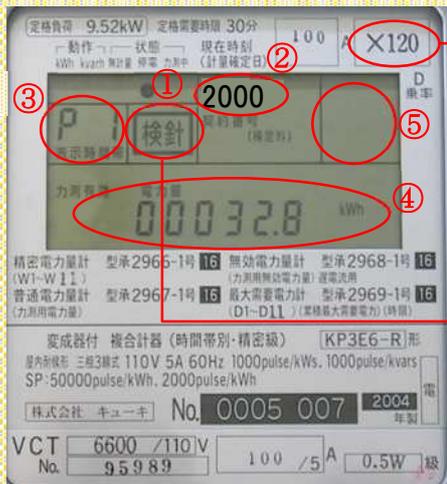
(表示時間帯の記号)

表示時間帯			
全 日	力 率 測 定		最大需要電力
	有効電力量	無効電力量	
—	P 1	P 2	d -

・有効電力量 (kWh) : 昼間時間帯(8時00分～22時00分)の電力使用量
 ・無効電力量 (kvarh) : 昼間時間帯(8時00分～22時00分)の無効電力量(※)
 (※)力率が悪いと機器に対し、実際に働く電力以上の電力を供給する必要があり、その差分の電力を無効電力といえます。

●契約電力500kW以上の場合

【1つの窓で値が切り替わる計量器】



乗 率 → 実際にご使用になられた電力量を算出するときの倍数になります。

例：最大需要電力の計量器の値・・・0.80
乗率×120の場合……………0.80×120＝96kW

①検針値／現在値

検針 → 計量確定日の各指示数の確定値を表示いたします。

表示なし → 現在の各指示値を表示いたします。

(表示内容)

	項 目	計量確定日の値を表示	現在の値を表示
①	検針値／現在値	「検針」	「(空白)」
②	時刻表示部	ご契約種別に応じた番号(2000)及び計量確定月日を5～20秒間隔(初期設定は10秒)で表示いたします。	西暦、現在月日、現在時分及びご契約種別に応じた番号(2000)を5～20秒間隔(初期設定は5秒)で表示いたします。
③	表示時間帯	表示中の電力量及び指示数の種類を示す記号を5～20秒間隔(初期設定は10秒)で表示いたします。	表示中の電力量及び指示数の種類を示す記号を5～20秒間隔(初期設定は5秒)で表示いたします。
④	指示数表示部	③の表示時間帯に応じた指示数の値を表示いたします。	③の表示時間帯に応じた指示数の値を表示いたします。
⑤	力率／時限	力率を表示いたします。 (100%の場合は、FFと表示いたします。)	需要電力計量間隔(30分)のうち、現在の経過時間を表示いたします。

(表示時間帯の記号)

全 日	表 示 時 間 帯		最大需要電力
	力 率 測 定		
	有効電力量	無効電力量	
—	P 1	P 2	d -

- ・有効電力量 (kWh) : 昼間時間帯(8時00分～22時00分)の電力使用量
- ・無効電力量 (kvarh) : 昼間時間帯(8時00分～22時00分)の無効電力量(※)
- (※) 力率が悪いと機器に対し、実際に働く電力以上の電力を供給する必要があり、その差分の電力を無効電力といえます。

上記に記載のない計量器の見方については、九州電力送配電株式会社のホームページでご確認ください。
(https://www.kyuden.co.jp/td_service_meter_index.html)

電気料金のお支払い方法は、口座振替払いと金融機関への振込払いの2つの方法がございます。

●口座振替払い

お客さまのご指定された金融機関の口座から電気料金の振替を行います。

・振替日

振替日は、毎月の電気料金のお支払期日（※）となっておりますが、検針日が月によって変動することから毎月一定ではございません。

また、振替日が金融機関の休日や当社の休日（12月29日、12月30日）にあたる場合は、直後の金融機関及び当社の営業日が振替日となります。

なお、毎月の振替日については、「電気料金等請求書兼領収証」によりお知らせいたします。

・口座振替日指定サービスについて

毎月決まった日の振替をご希望されるお客さまは、口座振替日指定サービスにより振替日をお選びいただけます。

口座振替日指定サービスのご案内

お客さまのご希望により、口座振替日をお選びいただけます。

毎月の電気料金は、その月の月末に支払いたい！

【月末振替】

毎月の最終営業日が振替日になります。

経理の事務処理日等、毎月決まった日に支払いたい！

【固定日振替】

お客さまのご希望の日を振替日にご指定いただけます。……「毎月25日」等

スケジュールの都合上、ご指定いただけない日がございます。詳しくは、当社へお問合せください。

●振込払い

毎月の「電気料金等請求書」に同封しております「電気料金振込票」により金融機関にてお振込みいただきます。

振込票の金融機関でのお取り扱い期限日は、毎月の電気料金のお支払期日(※)となっておりますが、検針日が月によって変動することから毎月一定ではございません。

なお、毎月の金融機関でのお取り扱い期限日については、「電気料金等請求書」によりお知らせいたします。

・お取り扱い金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、郵便局等でお支払いいただけます。

なお、お取り扱い金融機関名については、「電気料金振込票」の裏面によりご確認ください。

(※)お支払期日について

電気料金のお支払期日は、検針日から起算して31日目とさせていただきます。

(注) お支払期日を超過された場合は、その期日からお支払い日までの日数に応じて年10%の延滞利息を申し受けます。

なお、延滞利息につきましては、料金受領後に発生する当該月の電気料金に加算してご請求させていただきます。

<p>ご契約 名義の 変更</p>	<p>合併その他の原因によって、ご契約名義を変更される場合は、あらかじめ「名義変更申込書」により当社へお申込みください。</p> <p>なお、ご契約名義を変更される場合は、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利・義務を引き継いでいただきます注)。</p> <p>注) この場合、当社の承諾を必要とします。また、これまでのお客さまの、1年間の最大需要電力も引き継いでいただくことになります。</p>
<p>ご契約 電力 変更 (減少)</p>	<p>設備を減少される場合等によって、ご契約電力を変更(減少)される場合は、あらかじめ「電力使用申込書」により当社へお申込みください。</p> <p>なお、お客さまが新たに契約電力を設定された後1年に満たないで契約電力を減少される場合は、当初から臨時電力として算定した料金と、その減少契約電力分に見合う既に申し受けた料金との差額及び工事費の精算を申し受けます。</p> <p>【精算が発生する例:ご契約電力変更(減少)の場合】</p> <p>※  部分が精算対象となります。</p> 
<p>ご契約 の廃止</p>	<p>ご契約を廃止される場合は、あらかじめ「電力需給契約廃止申込書」により当社へお申込みをしていただきます。</p> <p>なお、お申込み後1年未満でご契約を廃止される場合、または、ご契約電力を増加された後、1年未満でご契約を廃止される場合は、当初から臨時電力として算定した料金と、既に申し受けた料金との差額及び工事費の精算を申し受けます。</p> <p>【精算が発生する例:ご契約の廃止の場合】</p> <p>※  部分が精算対象となります。</p> 

※上記の各種申込書につきましては、当社ホームページ「<http://www.kyuden.co.jp>」でダウンロードできます。

ご契約に関する重要事項（必ずお読みください）

お客さまとの電力需給契約につきましては、標準供給条件・選択供給条件等の定めるところによります。標準供給条件・選択供給条件の詳細な内容は、当社ホームページ（<http://www.kyuden.co.jp>）でもご確認いただけます。

● お申込み

- ご契約の開始、ご契約内容の変更、ご使用停止、その他お申込みは、各種申込書等にて承っております。
- 需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。
- 料金は、需給開始の日から適用いたします。
- 契約負荷設備、契約受電設備、契約電力については1年間の最大の負荷を基準としていただきます。
- 電気事業法に基づき、ご契約締結後、当社は、契約内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます）等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
- 契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社にお申込みいただきます。

● ご契約期間・ご契約の更新

- ご契約開始（変更）の日以降、1年目の日までです。
- 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものとしたします。なお、契約期間を更新する際は、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
- 臨時電力の契約期間は、料金適用開始の日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。
- お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の契約期間は、原則として指定区域となる日の前日までとなります。

● 条件等の変更

- 当社は、契約期間中であっても標準供給条件および選択供給条件を変更する場合がございます。その際、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
また、変更に異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。

● 供給方法

- 電気の供給方法については、P 3を参照ください。

● 契約電力の決定方法

□契約電力の決定方法については、P 4～5を参照ください。

● 使用電力量の算定

□ご使用量の計量については、原則として、一般送配電事業者が取り付けた記録型計量器により30分単位で計量し、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

なお、計量器の故障等により、ご使用量等が正しく算定できなかった場合には、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めるものといたします。

● 電気料金の算定期間

□各月の検針は、原則として、当社があらかじめお知らせした日に一般送配電事業者が行います。

□算定期間は、前月の検針日（電子式メーターの場合は計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間といたします。この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該契約メニューの料金を適用して算定いたします。

□ご契約開始、ご契約内容の変更、ご使用停止の場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

● 電気料金の算定

□電気料金の算定方法については、P 6～11参照ください。

□契約電力をこえて電気を使用された場合には、そのひと月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値に、基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。

● お支払方法

□毎月の電気料金のお支払方法については、P 18～19を参照ください。

□「口座振替」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。

□「口座振替」をご希望のお客さまで、振替ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがございます。

● お支払期日・延滞利息

□電気料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日となります。

□電気料金等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金等に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。

● 工事費

□新設、契約電力等を増加される場合等、一般送配電事業者が行う配電設備の工事内容によって、工事費負担金または臨時工事費をご負担いただく場合がございます。また需給開始に至らず、お客さまが申込みを取り消した場合でも、それまでに要した費用をご負担いただく場合がございます。

□お客さまの希望により、引込線や計量器等の取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。

□原則、工事着手前に、一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

● その他費用に関するお知らせ

- お客さまが、故意または過失により一般送配電事業者の電気工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償していただきます。
- 新設、契約電力等の増加後1年未満に、契約を解約または契約電力等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算していただきます。

- 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を廃止・変更される場合で、その設備を利用して電気を使用されないときは、要した費用の実費を申し受けます。

※上記費用をご請求する場合は、当社または一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

● 適正契約の保持等

- お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- 上記について、当社が改善を求めても適正な契約に応じていただけない場合、需給契約を解約することがあります。

● お客さまのご協力

- 一般送配電事業者による供給設備の工事及び維持のための用地の確保について、お客さまにご対応を依頼させていただくことがございます。
- 一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがございます。
- お客さまがご使用場所内の引込線や計量器等の異常もしくは故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。

● 送配電設備の利用等に関する事項

- 需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。
- お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等、一般送配電事業者が電気の供給を停止することがございます。その理由となった事実を解消したときは、一般送配電事業者がすみやかに電気の供給を再開いたします。なお、停止期間中の料金は、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、算定いたします。
- 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路・引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- 負荷の特性によって、電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を受けるおそれがある場合や、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。
- 一般送配電事業者の供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を中止または使用を制限していただくことがございます。

● その他

- 当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や標準供給条件または選択供給条件に反した場合等、需給契約を解約することがございます。
- 合併その他の原因によって、新たなお客さまがそれまで電気の供給を受けていたお客さまのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当社の承諾を必要とします。
- 当社は、電気の供給の中止または使用を制限した場合等、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除く）

ご不明な点がございましたら、当社営業所(コールセンター)へお問合せ下さい。

お問い合わせ先 (口部分は、下表より選択ください。)

〔北九州・福岡・佐賀〕 0120-639-□□□

〔長崎・大分・熊本〕 0120-761-□□□

〔宮崎・鹿児島〕 0120-879-□□□

北九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
小倉 451	福岡 456	唐津 465	平戸 370	中津 376	玉名 382	延岡 556	出水 562
八幡 452	福岡東 457	鳥栖 466	佐世保 371	日田 377	大津 383	日向 557	川内 563
行橋 453	福岡 458	佐賀 467	大村 372	別府 378	熊本西 384	高鍋 558	霧島 564
飯塚 454	福岡西 459	武雄 468	島原 373	大分 379	熊本東 385	宮崎 559	鹿児島 565
田川 455	福岡南 460	—	長崎 374	三重 380	宇城 386	都城 560	加世田 566
—	甘木 461	—	五島 375	佐伯 381	八代 387	日南 561	鹿屋 567
—	久留米 462	—	—	—	天草 388	—	—
—	八女 463	—	—	—	人吉 389	—	—
—	大牟田 464	—	—	—	—	—	—

受付時間：平日（月～金）の9時～17時（お急ぎのご用件の場合は、左記時間以外でも電話を承っております）

※ 各県の営業所は、九州電力から委託を受けた九電ネクストが運営しています。

小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力株式会社

〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

電話番号 092-761-3031（代表）

PC・スマホ版HP <http://www.kyuden.co.jp>

携帯電話版HP <http://kyuden.jp>

（参考）九州電力送配電株式会社 配電事業所はこちら

電話 0800-777-□□□□（口部分は、下表より選択ください。）

北九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
小倉 9400	福岡 9407	唐津 9416	対馬 9405	中津 9426	玉名 9432	延岡 9440	出水 9446
八幡 9401	福岡東 9408	鳥栖 9417	壱岐 9406	日田 9427	大津 9433	日向 9441	川内 9447
行橋 9402	福岡 9409	佐賀 9418	平戸 9420	別府 9428	熊本西 9434	高鍋 9442	霧島 9448
飯塚 9403	福岡西 9410	武雄 9419	佐世保 9421	大分 9429	熊本東 9435	宮崎 9443	鹿児島 9449
田川 9404	福岡南 9411	—	大村 9422	三重 9430	宇城 9436	都城 9444	加世田 9450
—	甘木 9412	—	島原 9423	佐伯 9431	八代 9437	日南 9445	鹿屋 9451
—	久留米 9413	—	長崎 9424	—	天草 9438	—	熊毛 9452
—	八女 9414	—	五島 9425	—	人吉 9439	—	奄美 9453
—	大牟田 9415	—	—	—	—	—	—

2026年1月